

## 水素エネルギー利活用促進モデル事業補助金交付要綱

平成30年3月30日

総合政策部総合政策課

(趣旨)

第1条 県は、水素エネルギー利活用促進モデル事業実施要綱（平成30年3月30日定め。以下「実施要綱」という。）に基づき水素エネルギー利活用促進モデル事業を行う市町村、県内高等教育機関その他知事が特に認める者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、実施要綱で定める市町村及び国公立の県内高等教育機関並びに次の要件を満たす私立の県内高等教育機関及び知事が特に認める者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (3) 前条の補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないこと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率等は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第1-1号又は別記様式第1-2号によるものとし、同条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、別表2のとおりとする。

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 規則第21条第1項の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (3) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(手続代行者)

第7条 家庭用燃料電池システム整備事業の補助事業者は、当該補助金の交付申請及び実績報告について、一般社団法人燃料電池普及促進協会（以下「協会」という。）が行う「燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金（家庭用燃料電池システム導入支援事業）」（以下「協会補助金」という。）の補助対象となる設備（以下「補助対象システム」という。）を販売する者（以下「販売者」という。）に対して事務手続を代行させることとする。

2 事務手続を代行する販売者（以下「手続代行者」という。）は、誠意を持って手続を実施するものとし、手続の代行を通じ、補助事業者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

(申請の取下げのできる期限)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第9条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費総額の20パーセントを超えない額の変更とする。

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、特定水素エネルギー利活用促進モデル事業において、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付することができる。

- 2 前項の規定により県から補助金の支払を受けようとするときは、水素エネルギー利活用促進モデル事業補助金精算払請求書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に別表3に定める書類を添えて、事業の完了の日から起算して45日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- 2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、第4条ただし書に規定する事業主体に係る部分における当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（財産処分の制限）

第12条 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間とし、同項第2号及び第3号の規定により知事の定める財産は、1件の取得金額が50万円以上のものとする。

（書類の提出部数等）

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の予算に係る水素エネルギー利活用促進モデル事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の予算に係る水素エネルギー利活用促進モデル事業補助金から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

1 補助対象経費

事業区分	補助対象経費
家庭用燃料電池システム整備事業	協会が行う協会補助金の補助対象システムの内、固体酸化物形燃料電池を活用する指定システム (S O F C システム) の設置に要する経費
特定水素エネルギー利活用促進モデル事業	設計管理費、工事費 (附带工事費を含む。)、委託料、需用費、使用料・賃借料、物品の修繕に要する経費、備品購入費、補助金、負担金、その他知事が必要と認める経費

2 補助率等

事業区分	対象	補助率等
家庭用燃料電池システム整備事業	家庭用燃料電池を整備する者	定額 4 万円 ただし、次の条件を全て満たすものに限る。 (1) 協会補助金を申請し、補助対象システムの設置に要する経費の合計が協会が定める「燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金 (家庭用燃料電池システム導入支援事業) 交付規程」に定められている「基準価格」以下である場合に適用される補助金が交付されること。 (2) 本要綱第 7 条に定める販売者による 4 万円以上の減額措置を講じた上で、補助対象システムを販売すること。
特定水素エネルギー利活用促進モデル事業	市町村、 県内高等教育機関その他知事が特に認める者	補助対象経費の 1 / 2 以内 (補助上限額 3 0 0 万円)

別表2（第5条関係）

事業区分	申請書類
家庭用燃料電池システム整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 協会の「補助金申込受理・交付決定通知書」の写し</li> <li>(2) 補助対象システムの見積書（販売者による補助対象システムによる4万円以上の減額措置を講じる見込みが確認できるもの。）の写し</li> <li>(3) 第2条第1号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明。原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）</li> <li>(4) 第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第2号）</li> <li>(5) 第2条第3号に係る（暴力団若しくは暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと）誓約書（別記様式第3号）</li> <li>(6) その他知事が必要と認める書類</li> </ul>
特定水素エネルギー利活用促進モデル事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第2条第1号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明。原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）</li> <li>(2) 第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第2号）</li> <li>(3) 第2条第3号に係る（暴力団若しくは暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと）誓約書（別記様式第3号）</li> <li>(4) その他知事が必要と認める書類</li> </ul> <p>※市町村及び国公立の県内高等教育機関については、(1)から(3)までの書類の添付は不要とする。</p>

別表3（第11条関係）

事業区分	添付書類
家庭用燃料電池システム整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業実績書・収支決算書（別記様式第1-1号）</li> <li>(2) 補助対象システムの設置状況を示す写真</li> <li>(3) 補助対象システムの設置に係る工事請負契約書又は売買契約書等の写し</li> <li>(4) 補助対象システムの設置に係る領収証書及びその内訳が記載された書類（販売者による補助対象システムの4万円以上の減額措置が講じられていることが確認できるもの。）の写し</li> <li>(5) 協会の「補助金の額の確定通知書」の写し</li> </ul>
特定水素エネルギー利活用促進モデル事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業実績書（別記様式第4号）</li> <li>(2) 収支決算書（別記様式第5号）</li> <li>(3) 事業の内容を明らかにする報告書、経費の内訳書等</li> </ul>

様式第1-1号（第5条及び第11条、規則第3条及び第14条関係）

1 事業計画（実績）書（家庭用燃料電池システム整備事業）

申請者	氏名			
	住所			
	補助対象システム 設置先住所			
	新築・既築住宅に対象 システムを設置する場合	工事着工(予定)日	年	月 日
	建売住宅を購入する場合	建物引渡予定日	年	月 日
手続 代行者	所在地	〒	—	代表者印
	会社名			
	代表者名			
	担当者名		携帯電話 番号	
	電話番号		FAX番号	
	E-mail			
対補助 対象 システム	メーカー名		品番(燃料電池 本体)	
	建物の区分	新築・既築	バックアップ 給湯器費用	含む・含まない
	設置対象施設	戸建住宅・集合住宅		
協会補助金交付決定日 及び交付決定額		年	月 日	円
販売者による補助対象 システムの減額措置額		円		
県補助金額		_____円		

2 収支予算（決算）書

(単位：円)

収入		支出	
区分	金額	区分	金額
県補助金		家庭用燃料電池 システム補助対 象経費	
協会補助金			
その他			
自己負担額			
合計		合計	

様式第1-2号 (第5条関係)

申請額算出内訳書  
(特定水素エネルギー利活用促進モデル事業)

1 事業費積算

(単位: 円)

事業区分	経費の内訳 (※)	金額	積算
計			

※ 経費の内訳は、別表の補助対象経費ごとに記載すること。

2 財源(収入)内訳

(単位: 円)

財源(収入)区分	金額	備考
県補助金		
その他の収入 ○○ ○○		
計		

宮崎県知事 殿

住 所  
氏 名 印  
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

特別徴収実施確認・開始誓約書

チェック欄（いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※ 各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→ 確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

当事業所は、年 月から、従業員等の個人住民税について特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。

→ 確認印を受けてください。

市（町・村）確認印

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

〒

氏 名

印

（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

生年月日

年 月 日（性別）

### 誓 約 書

私は、〇〇年度水素エネルギー利活用促進モデル事業補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

様式第4号（第5条及び第11条、規則第3条及び第14条関係）

事業計画（実績）書

（特定水素エネルギー利活用促進モデル事業）

事業者名	
事業目的	
事業区分	
事業費	総事業費 円 （うち補助対象経費 円）
県補助金（申請額）	円
事業内容	
事業効果	

様式第5号（第5条及び第11条、規則第3条及び第14条関係）

## 収支予算（決算）書

（特定水素エネルギー利活用促進モデル事業）

### 1 収入

（単位：円）

区分	本年度予算額 （本年度精算額） （A）	（本年度予算額） （B）	（A）－（B）	備考
県補助金				
その他の収入 〇〇 〇〇				
計				

### 2 支出

（単位：円）

区分	本年度予算額 （本年度精算額） （A）	（本年度予算額） （B）	（A）－（B）	備考
計				

※ 2の支出の「区分」については、別表の補助対象経費ごとに記載すること。

※ 2の支出の「区分」について、「補助金」の場合には、支出状況が分かる資料を別途添付し、備考にその旨を記載すること。

宮崎県知事 殿

住 所 〒

氏 名 印

水素エネルギー利活用促進モデル事業補助金精算払請求書

年 月 日付け（文書番号）で交付決定のあった 年度水素エネルギー利活用促進モデル事業補助金について、水素エネルギー利活用促進モデル事業補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込口座

金融機関名							
支 店 名							
銀行コード					支店コード		
預金の種類 (選択項目に丸)	普通		・	貯蓄		・	当座
	その他 ( )						
口座番号							
口座名義人 (カタカナ)							

**※必ず申請者名義の口座にしてください。**

※ゆうちょ銀行の振込用口座番号は、通常の口座番号と異なりますので、間違いのないよう記入してください。

※家庭用燃料電池システム整備事業の場合は、通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号及びカナ口座名義人が表示されている面）の添付をお願いします。

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所  
氏 名 印  
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

○年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

○年○月○日付け（文書番号）により交付決定通知のあつた水素エネルギー利活用促進モデル事業補助金について、水素エネルギー利活用促進モデル事業補助金交付要綱第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 補助金等の交付に関する規則第15条の補助金の額の確定額<br>（○年○月○日付け（文書番号）による確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                               | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る<br>消費税等相当額                   | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）   | 金 | 円 |